

## 鯖江市農業委員会第2回総会議事録（要旨）

- 1 日 時 令和6年2月27日（火）  
午後1時30分開会  
午後3時15分閉会
- 2 場 所 鯖江市役所 新館4階 4階会議室
- 3 議 事
- (1) 議案第7号 農地法第3条の許可申請審議について
  - (2) 議案第8号 農地法第4条の許可申請審議について
  - (3) 議案第9号 農地法第5条の許可申請審議について
  - (4) 議案第10号 農地法第5条の許可後の計画変更申請審議について
  - (5) 議案第11号 農用地利用集積計画の意見審議について
  - (6) 議案第12号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の意見審議について
  - (7) 議案第13号 農用地利用促進計画（案）にかかる意見聴収について
  - (8) 議案第14号 鯖江市農作業標準料金について
  - (9) 議案第15号 児童・生徒の事故防止と農地の保全について
- 4 報告事項
- (1) 報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
  - (2) 報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 5 議 長 福島会長
- 6 署名委員 16番 北川利榮委員 17番 岡井善四郎委員
- 7 事務局 斎藤事務局長、松田事務局次長、  
石丸事務局長補佐、西森書記、藤田書記

午後1時25分 開会

- 事務局 | それでは開会にあたり、欠席委員の報告をします。
- 事務局 | （欠席委員の報告）
- 事務局 | つづきまして、福島会長からご挨拶をお願いします。  
引き続き、議事進行を、よろしくお願いいたします。

福島会長  
※以下議長

## 議長就任挨拶

議長

ただいまから1月の農業委員会総会を開会いたします。本日の議題につきましては、お手元の資料のとおりです。

まず、議事録署名委員の選任をお願いしたいと思いますが、私のほうから指名してよろしいかお諮りいたします。

委員一同

## 異議なし

議長

では、16番 北川利榮 委員、17番 岡井善四郎 委員 をお願いします。

議長

次に、各部会から2月部会の報告をお願いします。

まず始めに、農政部会の報告を、農政部会長からお願いします。

6番  
前田委員

2月の農政部会の報告をいたします。

2月19日、月曜日、私ほか5名が出席して、農政部会を開催しました。

議案第11号 農用地利用集積計画の意見審議について、議案第12号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の意見審議についておよび、議案第13号 農用地利用促進計画（案）に係る意見聴取について、議案第14号 鯖江市農作業標準料金について、議案第15号 児童・生徒の事故防止と農地の保全について協議しました。

協議の結果については後ほどの議案審議の際にご報告いたします。

以上、部会報告といたします。

議長

次に、農地調整部会の報告を、農地調整部会長からお願いします。

2 番  
水嶋委員

2月の農地調整部会の報告をいたします。  
2月20日 火曜日、わたしほか8名の出席で、農地調整部会を開催しました。  
当日は、部会に先立ち、午前9時00分から、窪田委員と品川委員の2名により、3条、4条および5条関係の転用案件など約1時間30分にわたり現地調査を実施しました。  
審議の内容については、後ほどの議案審議の際に、ご報告いたします。  
以上、部会報告といたします。

議長

ありがとうございました。

議長

それでは次に議事に入ります。  
まず始めに、議案第7号 農地法第3条の許可申請審議について上程します。事務局から提案の説明を願います。

事務局

3条申請番号1（長泉寺町）  
（概要と目的）  
本申請は、譲受人が新規就農を目的に、畑の所有権を取得するものです。  
（申請地および近隣状況）  
申請地は、西側は宅地、南側、東側、北側は畑と接しております。  
（耕作・従事要件）  
譲受人は、申請地を畑として利用する営農を計画しております。

事務局

3条申請番号2（下河端町）  
（概要と目的）  
本申請は、譲受人が小作地の取得を目的に、田の所有権を取得するものです。  
（申請地および近隣状況）  
申請地は、東側は農道、西側は田、南側は用悪水路をはさんで田、北側は県道と接しております。

事務局	<p>(耕作・従事要件)</p> <p>譲受人は、申請地を田として利用する営農を計画しております。</p>
議長	<p>農地調整部会の意見を、農地調整部会長より願います。</p>
2番 水嶋委員	<p>議案第7号 農地法第3条の許可申請審議について審議の結果、全案件について許可相当の意見となりました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議長	<p>ただいま、事務局ならびに農地調整部会長の説明がありました。皆さんのご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。</p>
議長	<p>ご意見ございませんか。無いようですので議案第7号農地法第3条の許可申請審議については農地調整部会長の説明のとおり、許可としてよろしいか採決いたします。</p>
議長	<p>賛成の方は挙手願います。</p>
委員一同	<p><b>挙手</b></p>
議長	<p>全員賛成と認め、議案第7号 農地法第3条の許可申請審議については原案のとおり可決決定されました。よって、許可といたします。</p>
議長	<p>次に、議案第8号 農地法第4条の許可申請審議について上程します。事務局から提案の説明を願います。</p>
事務局	<p>4条申請番号1 (下河端町)</p> <p>(概要と目的)</p> <p>本申請は、住宅建設を目的として、田を転用するものです。</p> <p>(申請地および近隣状況)</p>

事務局

申請地は、東側は市道、西側は田（申請者）、南側、北側は田と接しています。

雨水は自然流下により、道路側溝に排水します。

（立地基準）

申請地は工業の用途指定があるため、第3種農地と判断します。

（一般基準）

西側、南側、北側に隣接する田との境界は、L型擁壁を設置するため、土砂流出はありません。

なお、隣接農地所有者には事業計画について説明済みで了承を得ております。

事務局

#### 4条申請番号2（舟津町4丁目）

（概要と目的）

本申請は、共同住宅建設を目的として、田を転用するものです。

（申請地および近隣状況）

申請地は、東側、西側は宅地、南側は宅地と田、北側は市道と接しています。

雨水は自然流下により、道路側溝に排水します。

（立地基準）

申請地は一種住居の用途指定があるため、第3種農地と判断します。

（一般基準）

南側に隣接する田との境界は、L型擁壁を設置するため、土砂流出はありません。

なお、隣接農地所有者には事業計画について説明済みで了承を得ております。

事務局

#### 4条申請番号3（柳町3丁目）

（概要と目的）

本申請は、共同住宅建設を目的として、畑を転用するものです。

（申請地および近隣状況）

申請地は、東側、西側および北側は市道、南側は宅地と接しています。

雨水は自然流下により、道路側溝に排水します。  
なお、申請地は一部非農地となっており、そのことにつきまして始末書が提出されています。

(立地基準)

申請地は一種住居の用途指定があるため、第3種農地と判断します。

(一般基準)

隣接農地はありません。

議長 農地調整部会の意見を、農地調整部会長より願います。

2番 議長 議案第8号 農地法第4条の許可申請審議について、  
水嶋委員 審議の結果、全案件について許可相当の意見となりました。

以上、報告します。

議長 ただいま、事務局ならびに農地調整部会長の説明がありました。皆さんのご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。

委員 (質疑応答なし)

議長 ご意見ございませんか。無いようですので議案第8号  
議長 農地法第4条の許可申請審議については、農地調整部会長の説明のとおり、承認してよろしいか採決いたします。

議長 賛成の方は挙手願います。

委員一同 挙手

議長 全員賛成と認め、議案第8号 農地法第4条の許可申請審議については、原案のとおり可決決定されました。よって承認します。

議長 次に、議案第9号 農地法第5条の許可申請審議について上程します。事務局から提案の説明を願います。

事務局

5 条申請番号 1 (水落町)

(概要と目的)

本申請は、宅地分譲(6区画)を目的として、田の所有権を取得するものです。

(申請地および近隣状況)

申請地は、東側は県道、西側は用悪水路をはさんで市道、南側は市道、北側は田と接しています。

雨水は自然流下により、道路側溝に排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

(立地基準)

申請地は準工の用途指定があるため、第3種農地と判断します。

(一般基準)

北側に隣接する田との境界は、L型擁壁を設置するため、土砂流出はありません。

なお、隣接農地所有者には事業計画について説明済みで了承を得ております。

事務局

5 条申請番号 2 (長泉寺町)

(概要と目的)

本申請は、資材置場を目的として、田の所有権を取得するものです。

(申請地および近隣状況)

申請地は、東側は国道、西側は市道、南側、北側は畑と接しています。

雨水は自然流下により農業用排水路に排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

(立地基準)

申請地は準工の用途指定があるため、第3種農地と判断します。

(一般基準)

北側の隣接農地に法面保護するため、土砂流出はありません。南側は5条申請番号3の申請地と接しています。

なお、隣接農地所有者には事業計画について説明済みで了承を得ております。

事務局

**5 条 申 請 番 号 3 ( 長 泉 寺 町 )**

( 概 要 と 目 的 )

本申請は、住宅建築を目的として、田の所有権を取得するものです。

( 申 請 地 お よ び 近 隣 状 況 )

申請地は、東側は国道、西側は市道、南側は畑、北側は5条申請番号2の申請地と接しています。

雨水は溜枡で処理、農業用排水路により排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

( 立 地 基 準 )

申請地は準工の用途指定があるため、第3種農地と判断します。

( 一 般 基 準 )

南側の隣接農地にL型擁壁をするため、土砂流出はありません。

なお、隣接農地所有者には事業計画について説明済みで了承を得ております。

議長

農地調整部会の意見を、農地調整部会長より願います。

2 番  
水 嶋 委 員

議案第9号 農地法第5条の許可申請審議について、審議の結果、全案件について許可相当の意見となりました。

以上、報告します。

議長

ただいま、事務局ならびに農地調整部会長の説明がありました。皆さんのご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。

3 番  
笠 嶋 委 員

申請番号3の土地について、南側の1mほどが管理されない土地になるように見える。トラブルにならないように除草の徹底や防草シートなどで対応することを指導してほしい。



議長 ほかにご意見ございませんか。無いようですので議案第9号 農地法第5条の許可申請審議について農地調整部会長の説明のとおり、決定してよろしいか採決いたします。

議長 賛成の方は挙手願います。

委員一同 挙手

議長 全員賛成と認め、議案第9号 農地法第5条の許可申請審議については原案のとおり可決決定されました。

議長 次に、議案第10号 農地法第5条の許可後の計画変更申請審議について上程します。事務局から提案の説明を願います。

事務局 (議案第10号について説明)

議長 農地調整部会の意見を、農地調整部会長より願います。

2番 水嶋委員 議案第10号 農地法第5条の許可後の計画変更申請審議について、審議の結果、許可相当の意見となりました。

以上、報告します。

議長 ただいま、事務局ならびに農地調整部会長の説明がありました。皆さんのご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。

委員 (質疑応答なし)

議長 ご意見ございませんか。無いようですので議案第10号 農地法第5条の許可後の計画変更申請審議について農地調整部会長の説明のとおり、決定してよろしいか採決いたします。

議長 賛成の方は挙手願います。

委員一同 挙手

議長 全員賛成と認め、議案第10号 農地法第5条の許可後の計画変更申請審議については原案のとおり可決決定されました。

議長 次に、議案第11号 農用地利用集積計画の意見審議について上程します。事務局から提案の説明を願います。

事務局 (議案第11号について説明)

議長 農政部会の意見を、農政部長より願います。

3番  
笠嶋委員 議案第11号 農用地利用集積計画の意見審議につきまして、協議の結果、原案どおり総会に上程することとなりました。

議長 ただいま、事務局ならびに農政部長の説明がありましたが、皆様のご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。

議長 使用貸借権で契約している農地が数件見られるが、どういった理由か。

事務局 以前まで耕作放棄地であったなどで、耕作条件が悪い農地のためと聞いている。

議長 他にご意見ございませんか。無いようですので議案第11号 農用地利用集積計画の意見審議について農政部長の説明のとおり、決定してよろしいか採決いたします。なお、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議席3番・笠嶋委員、8番・堀内委員、14番・牧野委員は議決に参加することができません。

議長 賛成の方は挙手願います。

委員 挙手

議長 全員賛成と認め、議案第11号 農用地利用集積計画の意見審議については原案のとおり可決決定されました。よってその旨を鯖江市長へと回答をします。

議長 次に、議案第12号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の意見審議について、および関連議案であります、議案第13号 農用地利用促進計画（案）にかかる意見聴収について上程します。事務局から提案の説明を願います。

事務局 （議案第12号、議案第13号について説明）

議長 農政部会の意見を、農政部会長より願います。

3番  
笠嶋委員

議案第12号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の意見審議および、議案第13号 農用地利用促進計画（案）に係る意見聴収につきまして、協議の結果、原案どおり総会に上程することとなりました。

議長 ただいま、事務局ならびに農政部会長の説明がありましたが、皆様のご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。

（質疑応答なし）

委員 ご意見ございませんか。無いようですので議案第12号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の意見審議について、および議案第13号 農用地利用促進計画（案）にかかる意見聴収について農政部会長の説明のとおり決定してよろしいか採決いたします。

議長           なお、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議席8番 堀内委員、14番 牧野委員は議決に参加することができません。

議長           賛成の方は挙手願います。

委員一同           **挙 手**

議長           全員賛成と認め、議案第12号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の意見審議について、および議案第13号 農用地利用促進計画（案）にかかる意見聴取については原案のとおり可決決定されました。よってその旨を鯖江市長へと回答をします。

議長           次に、議案第14号 鯖江市農作業標準料金について上程します。事務局から提案の説明を願います。

事務局           （議案第14号について説明）

議長           農政部会の意見を、農政部長より願います。

3番  
笠嶋委員           議案第14号 鯖江市農作業標準料金につきまして、そばの金額が下がっているのはどうしてなのかと質問があり、県の標準料金を算出する方法が調査の統計から燃料費などの実情を踏まえて再計算する方法に変わり金額の変動として表れているため、との答弁がありました。  
協議の結果、原案どおり総会に上程することになりました。

議長           ただいま、事務局ならびに農政部長の説明がありましたが、皆様のご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。

5番  
佐々木委員           標準料金の単価については、すべて機械を使う作業なので、基準とした燃料費等についても示してもらえると判断しやすい。今後そうしてほしい。

議長 福井県農業会議が示している標準料金はいつ時点の燃料単価なのか確認してほしい。

議長 他にご意見ございませんか。無いようですので議案第14号 鯖江市農作業標準料金については、農政部会長の説明のとおり、決定することとしてよろしいか採決いたします。

議長 賛成の方は挙手願います。

委員一同 挙手

議長 全員賛成と認め、議案第14号 鯖江市農作業標準料金については、原案のとおり可決されました。よって公表することとします。

議長 次に、議案第15号 児童・生徒の事故防止と農地の保全について上程します。事務局より提案の説明を願います。

事務局 (議案第15号について説明)

議長 農政部会の意見を、農政部会長より願います。

3番  
笠嶋委員 議案第15号 児童・生徒の事故防止と農地の保全につきまして、どのような形で周知されているのか、との質問がありました。それに対して各学校へ依頼文を送付し、その後の周知の方法については各学校に任せている、との答弁がありました。

協議の結果、原案どおり総会に上程することとなりました。

議長 ただいま、事務局ならびに農政部会長の説明がありましたが、皆様のご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。

5 番  
佐々木委員

防除後の圃場についても危険なため、近寄らないといった注意事項の記載を追加してほしい。

議長

ご意見ございませんか。無いようですので、議案第15号 児童・生徒の事故防止と農地の保全については、農政部会長の説明のとおり、決定することとしてよろしいか採決いたします。

議長

賛成の方は挙手願います。

事務局

挙 手

議長

全員賛成と認め、議案第15号 児童・生徒の事故防止と農地の保全については、原案のとおり可決されました。よって学校長あてに依頼文を提出することとします。

議長

次に、報告事項について事務局から説明を願います。

事務局

(報告第4～5号について説明)

議長

最後に事務局から連絡事項をお願いします。

事務局

(連絡事項)

議長

それでは、本日の日程はこれですべて終了いたしました。お疲れ様でした。

午後3時15分閉会

鯖江市農業委員会 2月総会 出欠表

議席	氏名	出席	欠席	署名
1番	宮本美典			欠席
2番	水嶋和夫			出席
3番	笠嶋伊三男			出席
4番	窪田善一郎			出席
5番	佐々木一弥			出席
6番	前田昭一			出席
7番	鷺田晴美			出席
8番	堀内章義			出席
9番	浅野忠憲			出席
10番	山岸重之			出席
11番	河野通弘			出席
12番	品川昌敏			出席
13番	福島定己			出席
14番	牧野善隆			出席
15番	岩尾秀規			出席
16番	北川利榮		署名	出席
17番	岡井善四郎		署名	出席
18番	服部義和			出席